⑶　集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（法第80条第１項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定し、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

ア　現在、都道府県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域

イ　かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

⑷　集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区を指定する。

指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

⑸　希少鳥獣生息地の保護区

希少鳥獣等その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

⑹　生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定する。

指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定する。またその際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等により、効果的な配置に努める。

⑺　身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

４　特別保護地区の指定

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保護地区及び同地区内の法第29条第７項第４号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指定を積極的に進める。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等狩猟が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

⑴　森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の２分の１以上の地区につき、それぞれの面積の10分の１以上を指定するよう努める。

⑵　大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

⑶　集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

⑷　集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

⑸　希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

⑹　生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

⑺　身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

５　特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、積極的に特別保護指定区域を指定するよう努める。

なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制する等、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図る。

６　休猟区の指定

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。また、休猟区の指定に当たっては、都道府県の地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮する。なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討する。

休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努め、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努める。

また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意し、また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。

７　鳥獣保護区の整備等

⑴　管理施設、利用施設の整備

鳥獣保護区の整備は、以下の項目について年度別計画を立てて実施するとともに、調査、巡視等の管理の充実に配慮する。

ア　管理施設の整備

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設ける等、管理のための施設を整備する。また、必要に応じて管理棟等を設置するよう努める。